

2018年5月25日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

平成30年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

2 追悼式出席者に対する旅費支給

追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給について、当面の措置として代表者のみならず献花を行う者も出席者として対象とするとともに、その他の者に対する支給については引き続き協議されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

退所者及び非入所者の高齢化に伴い医療及び介護等福祉サービスへの需要が高まっている現状に鑑み、社会内において、ハンセン病に起因する後遺症に対応し、かつ偏見差別を受けることのない、適切かつ十分な医療や介護等福祉サービ

スを享受することができるよう、地方自治体と協力し、必要な制度改革や運用改善に取り組まれない。

とりわけ、下記事項を重点課題とされたい。

ア.足底穿孔症の治療及びその予防としてのフットケアの訪問看護制度の実現。
イ.介護等級あるいは身体障害等級の認定において、知覚麻痺、運動機能障害等のハンセン病に特有の後遺障害が、十分かつ適切に反映されるよう、地方自治体、指定医等に対する指導及び研修を実施すること。

3 回復者等相談事業の拡充について

ハンセン病回復者に対する社会的偏見・差別の解消及び退所者・非入所者等の社会的支援のため、下記事項を重点課題として、さらなる相談事業の拡充をされたい。

ア.退所者・非入所者の実情に応じた相談・研修会・支援サポートネットワーク構築等を目的とした、ピアサポーターによる「社会啓発推進・相談事業」の十分かつ円滑な運用にむけた、退所者・非入所者とのきめ細やかな意見・情報交換及び十分な予算措置。

イ.退所者、非入所者の居住分布及び生活実態に応じて、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員の配置。とりわけ、沖縄県については、離島居住者に十分対応しうる人数のソーシャルワーカーの配置。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じ、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること、また、平成26年11月18日に参議院厚生労

働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていること等に基づき、医師給与（俸給またはそれに代わる諸手当）の抜本的増額、当直手当の改善（応援当直の確保による常勤医師の負担軽減）など「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含めた様々な工夫により、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理職クラスになると、他の医療機関に比較した場合の格差が大きくなる問題について、ハンセン病療養所における医師（特に管理職）の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、特別の施策を講じられたい。

（趣旨・理由）

13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146名であるところ、現員は105名（平成30年4月1日現在）に留まり、また、多くの医師は数日のみハンセン病療養所での診療を行うなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には未だほど遠い現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。本年4月現在、副園長が不在の園が6つある（駿河療養所、長島愛生園、大島青松園、栗生楽泉園、多磨全生園、宮古南静園）。医師が不足となれば、管理職たる園長にとって当直も重い負担となるのであり、他の医師の確保が必須である。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2017年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2090万円、副院長約1980万円、部長約1860万円、医長約1690万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

上述のとおり、国立ハンセン病療養所の医師の欠員補充については平成26年11月18日参議院厚生労働委員会が特に附帯決議を行っており、国立ハンセン病療養所の現場の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における従前の確認事項に基づき、抜本的な取り組みが求められる。

3 職員問題について

（1）平成26年8月15日に統一交渉団と厚生労働省との間で締結された合意

書の確実な実施に引き続き取り組むことを確認されたい。また、平成31年以降においても、定員が実質増となること（削減計画において26名の定員減が確定していることを前提とすると、平成31年においても平成30年度までと同様の27名の定員増とすることを含む）を確保されたい。

- (2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても埋まらない欠員状況が続いている。期間業務職員の募集等について一定の制度的な対応がなされたものの、問題の解決に至っておらず、むしろ状況は悪化している懸念がある。かかる欠員状況を解消されたい。また、欠員状況に関する原因及び今後の見通し・取組方針について説明されたい。
- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったことに起因し、同一労働同一賃金の原則に合致しない状況がなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく、その具体的状況に応じて必要な場合は期間業務職員等の職員を確保することとされたい。
- (5) 現在、介護三交替制が5つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施のために必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかと懸念がある。また、介護員の夜間手当は準夜勤務、深夜勤務とも日額730円に過ぎず、極めて低廉であると言わざるを得ず、介護三交替導入を契機に退職した介護員の実例も散見される。介護三交替の導入にあたっては、必要な人員の確保が必須の前提であり、加えて関係者の理解が重要であることを確認するとともに、導入した場合の夜間の介護業務に見合う手当の抜本的増額等（手当の新設あるいは「夜間看護等手当」の対象職種とするなどを含む）を求める。
- (6) 上記(1)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（特に、平成31年度以降に関する定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園入所者が、大島青松園において、終生、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むためには、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が円滑かつ安定的に行われるとともに、利便性が向上することが不可欠であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 平成28年度協議会における下記確認事項の早急なる実現に向けて、引き続き努力されることを要望する。

ア 多数の一般の訪問者の安全性を確保しながら官用船を運航するため、関係省庁及び関係自治体との連携協力のもと、必要な人員採用及び施設整備を行い、早期に一般旅客定期航路事業の認可取得をされたい。

イ 大型官用船「せいしょう」及び大型民間委託船が、円滑かつ有効に稼働できるよう、関係自治体と連携協力のもと、早急に、民間委託船と同時停泊可能な棧橋等施設の改善整備を行うこと。

(趣旨・理由)

- ・ 官用船の安定かつ安全な運航のため、一般旅客定期航路事業の認可取得及び大型官用船と大型民間委託船の有効活用が可能となる棧橋等の設備・施設の改善は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。関係省庁・関係自治体との連携協力をさらに強化し、早急に上記課題を実現されたい。
- ・ 官用船の一般旅客定期航路事業の認可取得に必要な職員募集を開始しているが、採用に至っていないとのことであり、早急に対策を講じることが求められている。
- ・ また、棧橋の整備・拡充については、高松市が本年度より「大島振興計画」にもとづく港湾整備事業に着手するとの情報に接しているが、厚労省としても、長年の課題である、大型官用船「せいしょう」及び大型民間委託船の同時運航を可能とする棧橋が早期に完成するよう、高松市に対して必要な支援を行うことが求められている。

5 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

この問題については、過去2か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取り組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

また、多くの療養所において上記委員会組織が外部委員を含む形で設置されているが、外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、外部委員を対

象とした研修を実施することを検討されたい。

第4 真相究明

1 歴史的建造物等の保存

- (1) ハンセン病療養所の歴史的建造物について、平成27年度以降の緊急補修工事の進捗状況と今後の計画を説明されたい。
- (2) ハンセン病療養所の史跡保存について、平成30年度の取り組みを説明されたい。
- (3) 歴史的建造物保存等は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条において、ハンセン病患者であった者の名誉回復をはかるために、国に課せられた法律上の義務である。現在実施している緊急補修工事は、風雨等による老朽建物の雨漏り・倒壊を防ぐための現状維持レベルにすぎず、上記法18条の定める永続的保存工事ではない。ハンセン病当事者は超高齢化しており、毎年多くの命が亡くなっている。名誉回復事業は、当事者が生存している間に行ってこそ意義のあるものである。国の責任において、永続的保存に向けた本格工事への具体的道筋を明らかにすることを、確認されたい。

2 社会交流会館の学芸員配置と運営費確保につき、平成30年度の取組み状況を説明されたい。

3 旧菊池医療刑務支所の保存問題について、昨年より実施されている関係者間の協議の合意内容と今後の計画を説明されたい。

また、同医療刑務支所がハンセン病患者専用の刑務所として設置され、特別法廷として使用されるなど、ハンセン病患者差別の公的实施場所として歴史的役割を担った事実を銘記し、この反省を今後の人権啓発のために役立てていくための国の取組において、厚生労働省は法務省と今後もしっかりと連携することを約束されたい。

4 医療基本法について

医療基本法については、平成28年度の協議会で、別紙共同骨子に必要な事項が整理されていること及び厚生労働省においてもその制定に向けて必要な役割を果たしていくことが確認されたところである。現在の取り組みの状況を報告されたい。

第5 将来構想

1 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第10条は、「国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない」と定めている。

国は、入所者の数が、どれほど少数となっても、この規定を遵守することを、改めて確認されたい。

2 ハンセン病療養所の永続化の問題は、療養所の将来構想を現実的なものとするためにも、極めて重要であり、その内容及び整備すべき事項を検討するため、従来続けてきた意見交換会を、全原協、全療協の代表も加えた、統一交渉団との間で、引き続き行うことを確約されたい。

第6 国立ハンセン病資料館の運営について

国立ハンセン病資料館の運営は、現在、日本財団に委託されているところ、同財団は、今般、資料館運営委員会に事前に諮ることなく、独断で、大幅かつ重大な機構改革を行い、これにともない多数の人事異動を行った。

資料館の運営は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨に則り、かつ当事者の意向を最重要のものとして尊重しなければならない。平成29年度確認事項においては、資料館の年度計画策定における厚生労働省の指針を作成するに関し、この点を確認したところである。

しかし、前述のような機構改革等が独断で行われたこと及びその内容をみる限り、今後、法の趣旨にしたがった啓発活動と資料館の運営が、適切に行われ得るのかにつき疑問を持たざるを得ない。

国は委託者として、こうした点について十分調査し、受託者である日本財団に対し適切な指導をされたい。

なお、海外での日本財団会長の活動を記した著書に、国のハンセン病隔離政策の誤りとその責任を追及する行動や考え方を誤った一面的なものとして批判する内容が記載されている。統一交渉団は、日本財団が資料館を通じて行おうとしている社会啓発の内容が、こうした立場から展開されるのではないかという強い懸念を抱いている。上記調査に当たっては、この点も踏まえられたい。

以上

医療基本法 共同骨子

全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
患者の声協議会
患者の権利法をつくる会
医療政策実践コミュニティー・医療基本法制定チーム
2016年4月

□ 趣旨

患者にとって質の高い医療があまねく提供され、国民の救えるはずの命が救われ、取除かれるべき苦痛が取り除かれ、病気になっても病気と向き合って生きていける社会を、国民が力を合わせて実現することが急務である。

このため、高度の公共性に則った、患者本位かつ相互信頼に基づいた医療を構築することで、憲法25条の生存権と憲法13条の幸福追求権が具現化されるよう、下記の7カ条を骨子とした医療政策のグランドデザインたる「医療基本法」を制定する。

□ 骨子7項目

1 「医療の質と安全の確保」

患者・国民が質の高い安全な医療を、十分な情報提供と納得の下に、あまねく受けられるよう、医療提供等にとって必要な対策を実施する。

2 「医療提供体制の充実」

必要な医療従事者を育成し、診療科や地域による偏在を是正し、医療機関の整備と機能分化・適正配置を進め、十分に連携された切れ目のない医療提供体制を実現する。

3 「財源の確保と国民皆保険制度の堅持」

負担と給付のバランスに関する国民的合意を形成し、医療の質とアクセスのために必要な財源を確保し、国民皆保険制度を維持・発展・強化する。

4 「患者本位の医療」

世界保健機関（WHO）の国際的な理念と日本国憲法の精神に沿って、患者の権利と尊厳を尊重し、患者本位の医療が実現される体制を構築する。

5 「病気又は障がいによる差別の禁止」

多くの病者・障がい者が、職場、学校、地域社会等での差別に苦しんできた歴史を踏まえ、病気や障がいを理由とする差別が許されないことを明らかにする。

6 「国民参加の政策決定」

患者・国民が参加し、医療の関係者が患者・国民と相互信頼に基づいて協働し、速やかに政策の合意形成が行われ、医療を継続的・総合的に評価改善していく仕組みを形成する。

7 「関係者の役割と責務」

国、地方公共団体、医療機関、医療従事者、医療関係事業者、医療保険者及び患者・国民等、それぞれの立場が担う役割と責務を明確にする。